

令和8年度 若年技能者人材育成支援等事業の実施計画について

日本のお家芸でもある”ものづくり”の基盤が、若年者のものづくり離れや製造現場の海外移転等により、人材面を中心に急速に弱体化している。ものづくり産業が競争力を維持し、発展を遂げていくためには、産業の基盤となる技能者の育成が不可欠。

このため、これまでの業務等を通じて蓄積したノウハウや企業・業界団体・教育機関とのつながりを活用し、若年技能者の人材育成及び技能を尊重する社会づくりを推進する。

1. 地域における技能振興事業

(単位：円)

区 分	事 項
1. 技能五輪全国大会予選の実施等	(1) 技能五輪全国大会の予選の実施 技能五輪「造園」「電気溶接」及び「電工」の3職種について、技能検定と同時期に予選を実施する。 周知については、技能検定受検案内に記載し、技能検定受検企業及び団体に対し広報する。 【実施職種】3職種 【参 加 者】5名 〔内訳〕 「造園」1名「電気溶接」1名、「電工」3名
	(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会参加者のうち、中小企業の従業員、学生及びそれらの指導者の旅費並びに工具等の運搬費を援助する。 第21回若年者ものづくり競技大会（富山県） 【選 手】 9名 【指導者】 6名 第64回技能五輪全国大会（愛知県） 【選 手】 15名 【指導者】 10名
2. 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者として入職することを促進するため、中央技能振興センターが作成する、令和8年度の卓越した技能者（現代の名工）表彰の被表彰者を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。 具体的には、被表彰者の「プロフィール（入職のきっかけ等）」、「仕事に対する思い」、「これから入職する若者へのメッセージ」及び「作品及び作業風景」についての取材を行い、中央技能振興センターへ提出する。

区 分	事 項
3. 「地域発！いいもの」 応援事業及び「グッドス キルマーク」事業の休止 に伴う対応	「地域発！いいもの」認定制度及びグッドスキルマーク事業は、令和8年 度の新規認定を行わない。 両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更、廃止等の 相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう説明する。
4. その他	ものづくり体験等を実施するイベントの実施 ※令和8年度は本事業休止

2. ものづくりマイスターの認定・登録に関する業務

区 分	事 項
1. ものづくりマイスター の開拓	ものづくりマイスター制度の周知と掘り起こしを行うために、当協会 (受託者)の会員企業、会員団体、派遣先等からの紹介先への訪問等によ り、ものづくりマイスター候補者に関する情報収集等(掘り起こし)を行 う。 掘り起こしは、ものづくりマイスター登録解除数を補える分を新規登録 目標として実施する。 また、県内でマイスターの認定が少ない職種、認定がない職種、派遣要 請が多い職種及び新たに認定された職種を中心に新規開拓を行う。 ※開拓目標は15人とする。
2. ものづくりマイスター への説明	認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前 に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を説明する。(中央技能振興 センターが定める免除基準に該当する場合を除く。) また、以前から認定登録している者が当該年度に初めて実技指導等を 開始する直前に、技能振興コーナーの指示に基づいて活動する際の条件 等については文書により通知し、説明を行う。
3. 申請書類の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認 を行うなど円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類を取りまとめて中 央技能振興センターに提出する。
4. ものづくりマイスター に対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報 告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。指導技法等講習 の実施に当たっては、中央技能振興センターが作成したカリキュラム及 び教材を活用し、指導技法にバラツキが出ないよう配慮して実施する。 【実施頻度】年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師により講義方式 で実施する。 【実施時期】マイスターの認定件数に応じて調整。

区 分	事 項
	【中央技能振興センター主催で実施する研修】 中央技能振興センター主催で実施する指導技法講習の講師養成研修について、積極的に参加者を推薦する。
5. センター主催「事例発表・意見交換会」への参加	センターが主催する「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行う。

3. ものづくりマイスターの活用にかかる業務

区 分	事 項
1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	技能振興コーナーにおいて、技能競技大会の競技課題や過去の技能検定試験問題等を活用した若年者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行う。
2. ものづくりマイスターおよび熟練技能者の派遣による指導の実施	企業や工業高校等からの若年技能者に対する実技指導の要請を受けた場合は、要請者の要望を的確に把握し、最適なものづくりマイスターおよび熟練技能者を派遣し、技能競技大会の競技課題または過去の技能検定試験問題を基にした実技指導を行うとともに、材料費等の支援を行う。 コーディネートにあたっては、一部のマイスターに偏ることがないように留意し、これまで未活動であったマイスターについても活動の機会を与えるよう配慮する。また、ものづくりマイスターの記録した指導記録を活用し派遣依頼元の担当者へ到達度の評価や今後の課題について伝えることにより、企業や教育機関における、若年技能者の技能向上訓練への継続した取組を促す。 (目標) ものづくりマイスター達成目標 1. ものづくりマイスター受講者数 5400 人日 (注記) ものづくりマイスター派遣計画について 1. 中小企業・業界団体等 (1) 新規先開拓 前年度の派遣実績先以外の対象先を開拓する。 業界団体、技能検定受検先等の関係先への周知、情報収集、ニーズの聞き取りを行い、見込先を選定し、電話・訪問等にて対応する。 (2) 既存先深耕 令和8年度は受講者1名あたりの受講制限が設けられた。このため受講者が重複することのないよう丁寧に説明する。 過去の派遣先(＝前年度派遣実績先を除く)のニーズ掘り起こしを行う。 また、前年度実績先には、定期訪問を継続するとともに、情報収集

区 分	事 項
	に努める。 2. 工業高等学校等 (1) 新規先開拓 過去の派遣実績先以外の対象先を開拓する。 (2) 既存先深耕 過去の派遣実績先の情報収集に努め、潜在需要の掘り起こしを行う。 3. 令和4年度から新たな派遣先として追加された「公民館・集会施設等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等」への派遣について (1) 不特定多数の者に対して指導等を行う場合、対象年齢は柔軟に対応可能である点に留意して取り組む。 ※参加者が重複することがないように十分配慮して取り組む。
3. 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信	ア. 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施の要請を受け、サポステの支援対象者を対象としたものづくりマイスターによる「ものづくり体験」等を実施する。 イ. 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 小学校および中学校の児童生徒を対象に、子ども達がものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行う。 特に、ものづくりの実演・魅力を伝える講義を活用して、ものづくり体験等の技能・ものづくりの魅力が児童に伝わる取組みを行う。
4. 熟練技能者の派遣による指導の実施及び「ものづくりの魅力」の発信事業の実施	令和8年度は、「ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣」となり予算は合算となった。 ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種等について企業等から実技指導の要請を受けた場合、熟練技能者を派遣して実技指導を行う。

4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

区 分	事 項
1. 連携会議の設置	福岡労働局、福岡県職業能力開発課、福岡県教育委員会、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、福岡県工業高等学校長協会、福岡県中小企業団体中央会、(一社)福岡県建設専門工事業団体連合会及び(一社)福岡県技能士会連合会をメンバーとした受託者主催の連携会議を設置する。 年度当初においては、コーナーで実施する事業内容等を盛り込んだ推進

区 分	事 項
	計画を厚生労働省との契約に基づき策定し決定する。 年末においては、令和８年度の事業実施状況等を連携会議に報告し取りまとめる。
2. 連携会議の開催回数	年間２回（６月、１２月）開催する。

5. 全国斉一的な事業展開

区 分	事 項
1. 会議の出席	中央技能振興センター等が主催する全国会議等に出席する。 令和8年度は「現代の名工」60周年事業開催予定のため2名分の旅費を計上している。

6. 諸経費

区 分	事 項
1. 本事業遂行に必要な諸費用	パソコン・事務用備品レンタル料、郵便料金等の経費

7. 管理費

区 分	事 項
1. 本事業遂行に必要な管理費用	事務所使用料負担金、電気・水道代負担金

8. その他

区 分	事 項
1. 地域に対するサービス提供方法	福岡県福岡市東区千早5丁目3-1 福岡県職業能力開発協会内に福岡県技能振興コーナーを設置する。

9. 個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置

区 分	事 項
1. 個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	(1) メール誤送付の防止 ① 宛先、本文内容、添付ファイルをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、BCCで送信する。 (2) 個人情報漏洩の防止 ① 添付ファイルに秘密情報が含まれる場合は暗号化する。 ② メール本文に受送信者名以外の個人情報を入れない。 (3) FAX誤送付の防止 ① 宛先、FAX番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ 機密情報はFAX送信しない。 (4) 郵送誤送付の防止 宛先、文章および、封入物が正しいかダブルチェックする (5) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 (6) 誤アップロードの防止

